

# 建設労働組合群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部  
 〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)  
 群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007  
 FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

新年あけましておめでとございませう

解散総選挙見据え組織拡大強化

国民のための政治をとりもごさう



県庁前でダンブ・建築支部の要求実現の早朝宣伝

建交労群馬県本部に結集し、日々奮闘されている組合員のみなさん、明けましておめでとございませう。

2020年は「建設交運」労働者にとって、オリンピック・パラリンピック後の労働環境を見据えた運動が大事になります。具体的には、設計労務単価の上昇分が末端労働者にピンハネされることなく支払われるかどうかという問題です。たとえオリンピック・パラリンピック後に災害復旧や減災のための土木工事が増えたとしても、この問題

は解決されません。それには公契約条例の制定が有効です。そのために必要なことは、組織を大きくして交渉力をつけ社会的影響力を強く大きくし、国政や地方選挙で公契約法・公契約条例を公約に掲げる議員や首長を当選させることが重要です。

いま世界中で紛争が起きています。その根底には「貧困と格差」があります。「八時間働けばまとも暮らしを許される社会」、これは突き詰めれば第一次世界大戦の反省からうまれました。第二次世界大戦の反省からは「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」が憲法に明記されました。

「貧困と格差」は世界の歴史を逆行させているように思います。世界はいま、私たちの心とこころも温かくなることを求めています。ともに頑張りましょう。

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部

執行委員長 藤嶋 研



安倍政権が10月から消費税を10%に引き上げたことに国民・中小業者の不安と怒りの声が上がっています。

消費税5%減税こそが最大の景気対策。足りない分は法人税の引き上げこそ、最も検討すべき対策です。

組合では毎年この時期に県本部事務所において、下表のように毎週日曜日に税金相談会を実施しています。

【必要書類を忘れずにお持ちください】

- ① 昨年の確定申告書の控え（無くてもできるが、あると作成がスムーズに）
- ② 売上・経費のわかるもの（同封した組合の自主計算書等で集計してあると作成が早い）
- ③ 国民健康保険料の支払額。分からない場合は事前委市役所へ問い合わせ。

## 大企業&高額所得者の増税で消費税は5%に

- ④ 国民年金の支払い証明書（無いと控除できない）
- ⑤ パート所得のある配偶者は源泉徴収票
- ⑥ 生命保険料、介護保険料、地震保険の控除証明書
- ⑦ 住宅ローン控除（2年目以降は銀行の残高証明書だけで良いが、初回の場合は請負契約書、不動産登記簿謄本、住民票の写しが必要）

提出は簡単！完成したら郵便ポストへポイ！ 簡単・便利な組合の税金相談会でしっかりと節税を！

「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみたいかですか？

組合の確定申告は簡単・便利！完成した確定申告書は封筒に入れて郵便ポストにポイ。これで完了。税務署で待たされることはありません。気軽に仲間をさそって参加してください。

適当な消費税対応は危険です！

売上が900万円台で申告している人への税務調査が毎年多く発生しています。税務署は、こうした申告書について「売上が1000万円を超えると消費税の課税業者となるので、意図的に消費税課税業者となるのを免れようとしているのでは？」と疑ってかかるのです。消費税を払いたくないからと安易に売上額を操作して1000万円以下にして申告することは大変危険です。税務署は税金取り立てのプロです。通常の税務調査は過去3年分ですが、悪質と判断されると税務調査は5年から、最長7年までさかのぼり、さらに重加算税が35%かかります。

日	時	会場
2月16日(日)	午前9:00 ~ 正午まで	建交労群馬 県本部事務所 〒371-0023 前橋市本町 3-11-12
2月23日(日)		
3月1日(日)		
3月8日(日)		



件と隆長

【世界史】2020年アメリカ大統領選挙〜...

【政治】消費増税は本当に必要なのか...

【7つの習慣】変えた成...

be

2019年9月19日 YouTube

2019年9月7日 YouTube

12 時間前 Y

「中田敦彦のYouTube大学」政府や経団連がなぜ消費税を導入したのか？非常にわかりやすく面白いので、ぜひご視聴ください！

**初めて住宅ローン控除（減税）の適用を受けるときには、確定申告をすることが必要です。**

以下の書類を用意します。

- 1、本人確認書類（aまたはb）の写し
  - a マイナンバーカード
  - b マイナンバー通知カードまたはマイナンバーが記載されている住民票 + 運転免許証やパスポートなどの本人確認書類
- 2、建物・土地の登記事項証明書 法務局から入手。
- 3、建物・土地の不動産売買契約書（請負契約書）の写し 不動産会社と契約した書類です。
- 4、源泉徴収票 勤務先から入手します。
- 5、住宅ローンの残高を証明する「残高証明書」 住宅ローンを借入した金融機関から送付されてきます。※
- 6、（一定の耐震基準を満たす中古住宅の場合）耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し 契約した不動産会社から入手します。
- 7、（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合）認定通知書の写し 契約した不動産会社から入手します。

## 住宅ローン控除（減税）の概要

現在の住宅ローン控除制度は、令和3年12月末までの居住開始から10年間の適用となります（消費税率10%が適用される住宅の取得をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合には、控除期間が3年間延長されます）。

### ・新築住宅購入の場合の条件

1. 減税を受けようとする人自身が、住宅の引渡し日から6ヵ月以内に居住すること
2. 特別控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること
3. 対象となる住宅の床面積が50平方メートル以上であり、床面積の2分の1以上が自身の居住用であること
4. 対象となる住宅に対して10年以上にわたるローンがあること
5. 居住用にした年とその年の前後2年ずつを合わせた計5年間に、居住用財産の譲渡による長期譲渡所得の課税の特例といった適用を受けていないこと

### ・リフォーム増築の条件

1. 契約者自身が所有し、居住目的の家屋に対する増改築又はリフォームであること。
2. 工事日から6ヵ月以内に居住し、減税の適用を受ける各年の年末まで住んでいること。
3. 工事費用が100万円以上で、その2分の1以上が居住用部分の工事費用であること。
4. 中古住宅を新規購入でリフォームする場合は、築後20年以内の木造住宅もしくは耐火建築物の場合は築後25年以内であること。
5. 床面積や所得金額は新築物件の条件と同様で、50平米以上であること。
6. リフォームの工事内容については、大規模な模様替えの工事、家屋の一室の床又は壁について行う修繕工事、現行の耐震基準に適合させるための修繕工事、一定のバリアフリー改修工事、一定の省エネ改修工事と、工事内容が定められています。



崩壊とリ



【政治】憲法改正問題を中田がわかりや...

2019年8月2日 YouTube



【三部作】ギリシャ神話〜神々の物語〜...

2019年9月27日 YouTube



【世界史】ASEAN誕生...

2019年9月13日

「中田敦彦のYouTube大学」安倍晋三の憲法改正の真のねらいがよくわかる！